



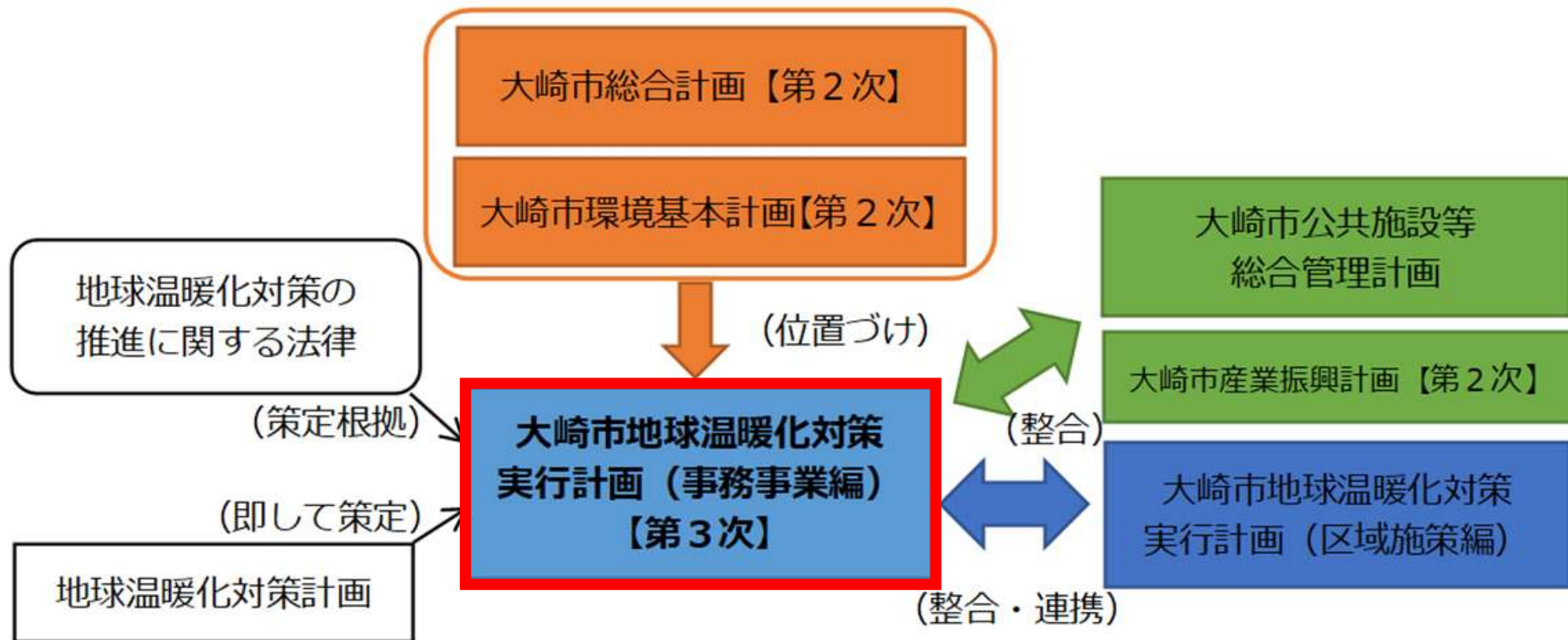
大崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) (改定) 概要版

大崎市市民協働推進部環境保全課

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、国の「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)や宮城県の地球温暖化対策実行計画も踏まえ、大崎市役所の事務および事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画です。

本計画は、「大崎市総合計画【第2次】」と「大崎市環境基本条例」(平成18年3月31日施行)の下に策定されている「大崎市環境基本計画」の地球温暖化対策に関する内容を具体化するための計画として位置づけています。また、併行して策定される「大崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の業務その他部門の一部の行政の取り組みとして整合・連携を図り、推進していきます。

本計画の位置づけ



本計画は、2013(平成25)年度を基準年度として、計画期間は2018(平成30)年度から2030(令和12)年度の13年間とし、5年ごとに見直しを検討します。また、2050(令和32)年度を長期目標年度とします。

(計画の見直しが必要と判断した場合は、計画期間内であっても見直しを行います。)

本計画の計画期間



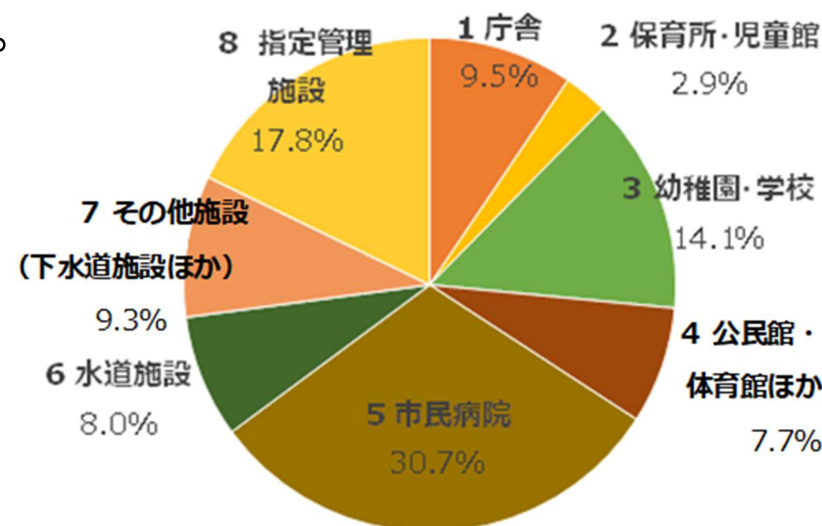
3. 大崎市役所の温室効果ガス排出の現状

本編P12～15

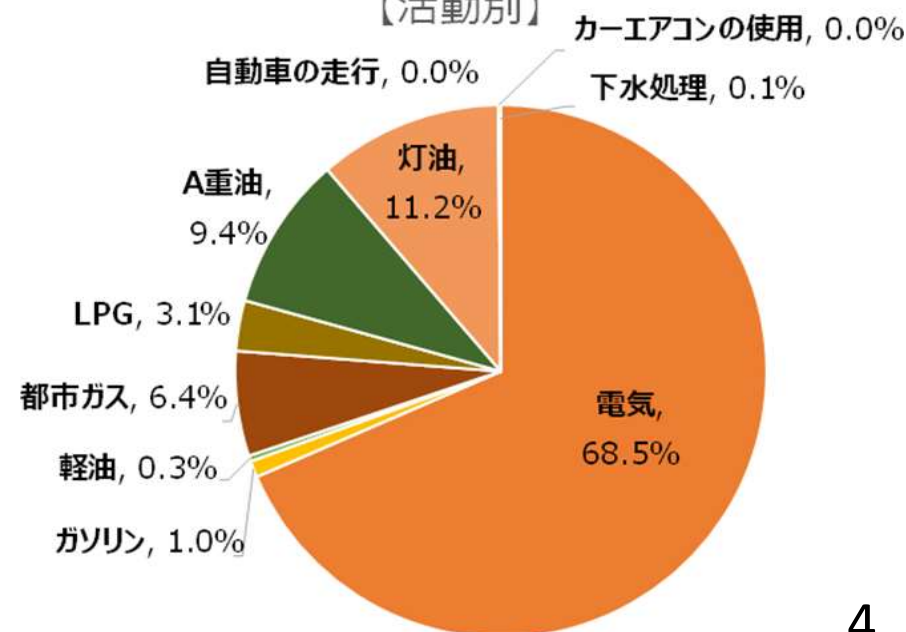
- ・対象となる施設数や延床面積の減少により、温室効果ガス排出量は近年減少傾向。
- ・施設区分別では、市民病院からの排出量が最も多い。
- ・活動別では、電気の使用に伴う排出が最も多い。

温室効果ガス排出量の内訳(2013年)

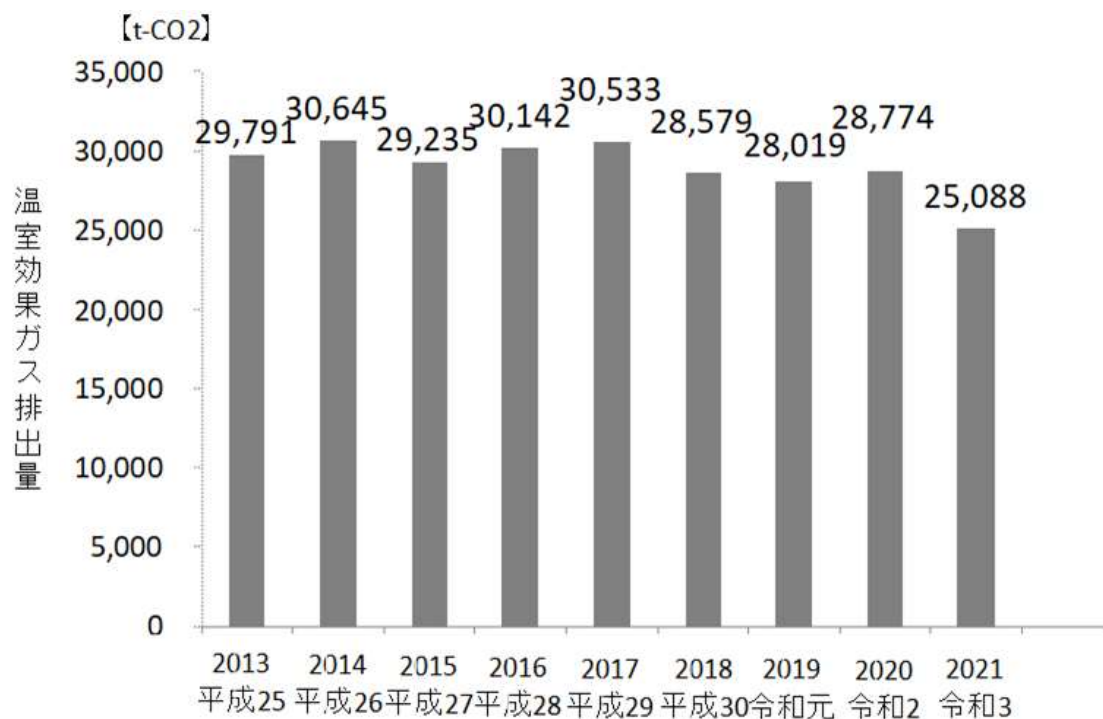
【施設区分別】



【活動別】



大崎市役所における温室効果ガス排出量の推移



2050年カーボンニュートラル達成に向けて
温室効果ガス排出量をさらに削減

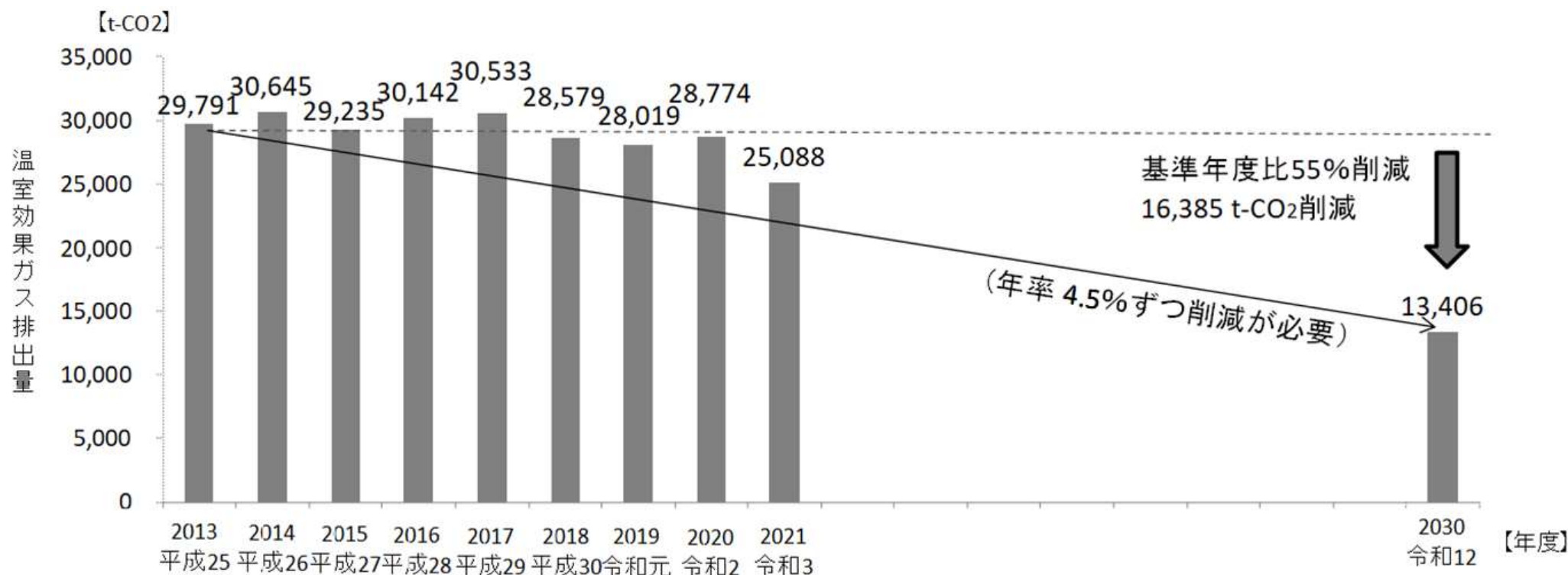
4. 温室効果ガス排出量の削減目標

本編P16

目標年次 2030(令和12)年度 削減量 2013(平成25)年度比 $\Delta 55\%$ 以上 【16,385トン以上】

(2013(平成25)年度排出量29,791トン $\times 55\% \div 16,385$ トン)

温室効果ガス排出量の推移と目標年度(2030(令和12)年度)の削減目標



【改定のポイント】

2030年度の削減目標を $\Delta 40\% \rightarrow \Delta 55\%$ 以上へ変更した。

(国の「地球温暖化対策計画」見直しの反映, 及び区域施策編との整合)

5. エネルギー使用量等の削減目標

本編P17～18

エネルギー等の種類	2013（平成25） 年度（基準年度） の使用量等	削減目標	目標設定の考え方
電気	34,543,788kWh (20,415t-CO ₂)	△8,981,385kWh (△14,025t-CO ₂)	太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー発電設備の導入、照明のLED ⁶ 化、空調機器の高効率機器導入などにより 26% 削減
ガソリン	128,194リットル (297t-CO ₂)	△26,921リットル (△62t-CO ₂)	エコドライブ ⁷ の実践や次世代自動車への買い替え等により 21% 削減
軽油	39,335リットル (101t-CO ₂)	△28,321リットル (△73t-CO ₂)	車両数の減少やエコドライブの実践等により 72% 削減
都市ガス	876,650m ³ (1,896t-CO ₂)	613,655m ³ (1,437t-CO ₂)	天然ガスへのエネルギー転換やコージェネ ⁸ の導入により 70% 増加
液化石油ガス	145,090m ³ (913t-CO ₂)	△73,996m ³ (△699t-CO ₂)	天然ガスへのエネルギー転換や電化により 51% 削減
A重油	1,031,050リットル (2,794t-CO ₂)	△711,425リットル (△1,928t-CO ₂)	天然ガスへのエネルギー転換や電化により 69% 削減
灯油	1,328,972リットル (3,329t-CO ₂)	△411,981リットル (△1,032t-CO ₂)	天然ガスへのエネルギー転換や電化により 31% 削減
下水処理量	408,665m ³ (28t-CO ₂)	△61,300m ³ (△4t-CO ₂)	人口の減少と同等とし 15% 削減

【改定のポイント】

- ・2030年度の削減目標（電気使用量）を△20%→△26%へ大きく変更した。
（理由：最も削減ポテンシャルがあるエネルギー種が電気）
- ・2030年度の削減目標（電気使用量以外⁹の一部）を変更した。
（理由：近年の削減実績を踏まえて上方修正）
- ・電気使用量の目標設定の考え方に、「太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー発電設備の導入」を追加した。
（理由：国の地域脱炭素ロードマップにおける公共施設への太陽光発電設備導入についての考え方を踏襲）

目標年度である2030(令和12)年度の基準年度比55%以上削減(基準年度の排出量から16,385t-CO2削減以上)の達成に向け、以下の6つの方針に沿って取り組みを実施します。

基本方針1: 市民・事業者・市が参画, 連携, 協働した地球温暖化対策の推進

基本方針2: 地産地消型の再生可能エネルギーの利用促進

基本方針3: エネルギー利用の効率化と環境配慮型ライフスタイル等の推進

基本方針4: 3Rの推進による循環型社会の形成

基本方針5: 脱炭素型まちづくりの推進

基本方針6: 豊かな耕土と森林資源の保全と利活用

【改定のポイント】

基本方針を区域施策編と整合

関連するSDGs



地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と連動させながら、市内はもとより、市民や事業者に対して環境配慮型のライフスタイル・事業スタイルの定着に向けて環境教育・学習の機会などを提供します。

項目	具体的な取り組み内容
情報提供・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の内容やその効果等の情報のウェブサイトや冊子等を用いた情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地球温暖化対策等 ➢ 循環型社会¹¹の形成等 ➢ コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワーク等の構築や賢い自動車利用の促進等 ➢ 地域資源の有効活用による自然環境の保全等 ・ 地球温暖化対策等に関連する生涯学習出前講座（「私たちの暮らしと環境問題」，「ごみの分け方・出し方講座」，「考えよう地球温暖化」など）のプログラムの充実，講座の実施 ・ イベントやモデル事業等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ おおさきエコアクション推進事業 ➢ ゼロカーボンシティ推進事業（グリーンライフ・ポイント事業） ➢ おおさき環境フェア ➢ グリーンエネルギーフォーラム・大崎 ➢ 市民参加型化女沼・湿地・里山再生プロジェクト ➢ 廃食用油回収モデル事業 など ・ 再生可能エネルギー導入ポテンシャル等の情報提供・発信

【改定のポイント】
改定前の取り組みを基本方針1に整理

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、公共施設への再生可能エネルギー設備や蓄電設備の導入、公用車の次世代自動車への更新などを行います。

項目	対象設備	具体的な取り組み内容
公用車の導入に関する取り組み	公用車	<ul style="list-style-type: none"> 燃費性能の優れた自動車（燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車等）を導入する。 電気自動車に再生可能エネルギー由来の電気を使用する。
上下水道施設の設備導入・設置に関する取り組み	上下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー・高効率機器を導入する。 ポンプのインバータ制御化を進める。 太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を図ることにより二酸化炭素の排出削減に取り組む。
公共施設の建て替え時等の取り組み	公共施設等	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎等へ、再生可能エネルギー設備（太陽光および地中熱）を導入し、二酸化炭素の排出削減を図る。 新築の公共建築物については、将来的に経費削減が図られるようネットゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）基準に適合した性能基準を満たす建築を行う。 公共施設等の建て替え時には、環境負荷低減が図られるエネルギーの導入を検討する。
使用電力の購入に関する取り組み	その他	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設におけるエネルギー購入については、再生可能エネルギーの活用を前提とし、持続可能な施設運営とするために維持管理経費と両立をする検討を行う。

など

【改定のポイント】

- ・改定前の取り組みを基本方針2に整理
- ・関係各課の意見を参考に追加（公共施設の建て替え時等及び使用電力の購入に関する取り組み）

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、施設の設備更新や建替え時において、省エネルギー型設備・機器の積極的な導入等を行います。

項目	対象設備	具体的な取り組み内容
電気使用時の 取り組み	空調機器	<ul style="list-style-type: none"> 補助空調（送風機等）を活用し、執務室全体で適正温度になるように調整する。 エリア別に制御し、不要なエリアの空調を停止する。
	照明機器	<ul style="list-style-type: none"> エリア別に制御し、不要なエリアの照明を消灯する。
公用車使用時の 取り組み	公用車	<ul style="list-style-type: none"> カーナビ等のIoT技術¹³を導入し、最適な経路選択や渋滞回避等に努める。
公共施設等の省 エネ・高効率機 器導入の検討	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等における省エネ・高効率機器の導入を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域拠点整備事業（集会所関連助成），小学校（改修事業），中学校（改修事業）など
公共施設等にお ける環境配慮型 ライフスタイル の推進	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> クールビズ，ウォームビズの実践や，待機電力のカットへの取り組みなど，公共施設等における環境配慮型ライフスタイルの推進を図る。
デジタル化によ るペーパーレス の推進	公共施設	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化によるペーパーレスを推進することにより，紙使用量を削減することで，ごみ排出量の削減に努める。

など

【改定のポイント】

- ・改定前の取り組みを基本方針3に整理
- ・関係各課の意見を参考に，取り組みを追加（デジタル化によるペーパーレス関連など）
- ・区域施策編に記載される取り組みを追加（区域施策編との整合）
- ・設備更新の時期や方法について検討する旨の文言を追加

生産から、流通、消費、処理・リサイクルに至るまで、3R(ごみの削減、再利用、リサイクル)が実践されるまちづくりを進めます。

項目	具体的な取り組み内容
公共施設等におけるごみ排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等では、分別等に積極的に取り組み、リサイクルを推進することで、ごみ排出量の削減に努める。 学校給食の食品ロスの削減に努める。
職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成に係る情報の収集・発信、各種イベントや地域活動への参加を促す。
廃食用油の再利用	<ul style="list-style-type: none"> 「廃食用油回収モデル事業」を実施し、BDFの普及啓発を行う。 公用車の燃料として、廃食用油を再利用したBDFを使用する。 公共交通（鉄道、バス）へのBDF利用を促進する。

【改定のポイント】

- ・区域施策編に記載される取り組みを追加(区域施策編との整合)
- ・BDFの活用を追加

温室効果ガス排出量の少ないコンパクトなまちづくりと利用しやすい公共交通ネットワーク等の充実を進めるとともに、地域全体で脱炭素へ取り組むまちづくりを進めます。

項目	具体的な取り組み内容
公用車の導入に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃費性能の優れた自動車（燃料電池車、電気自動車、ハイブリッド車等）を導入する。 ・ 自動車の燃料に BDF を使用する。 ・ 電気自動車に再生可能エネルギー由来の電気を使用する。併せて、EV スタンドを拠点に設置する。 ・ 公用車の適正配置の取り組みにより、台数を削減する。
公共交通ネットワーク等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の通勤手段として、鉄道や市民バス等の公共交通機関を活用する「公共交通通勤デー」を実施し、「エコ通勤優良事業所」の認証を目指す。 ・ 市民に対して、鉄道や市民バス等の公共交通機関の利用を呼びかける。

【改定のポイント】

- ・ 改定前の取り組みを基本方針5に整理
- ・ 区域施策編に記載される取り組みを追加（区域施策編との整合）
- ・ BDFの活用を追加

温室効果ガスの吸収源となる森林や都市緑地などの適切な整備・管理と森林資源などの地域資源の有効活用，気候変動への適応を進めることにより，豊かな自然環境・田園環境を保全したまちづくりを進めます。

項目	具体的な取り組み内容
市有林の適正な管理・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大崎市森林整備計画」に基づき，市有林の適正な管理・整備を進める。 ・ 森林の有する多面的な機能を発揮し，森林の適正管理，整備を進めるため，造林事業を実施する。 ・ 森林の適正な管理，整備を進めるため，地域林業整備事業を実施する。 ・ 成熟期を迎えた人工林の再造林から保育施業の森林のリサイクルを維持するため，林業経営体が行う森林整備（造林，下刈，除伐，間伐）を支援する。 ・ 森林の保全のため，マツ枯れやナラ枯れ被害木の伐採等を行い，森林病虫害の防除に努める。
自然環境の保全等につながる農業の実施の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界農業遺産の取り組みやラムサール条約湿地と周辺水田などを活かした農業についての取り組みを実施・支援する。 ・ 中山間地域における農業等の実施による自然環境の保全に資する取り組みを実施・支援する。
地域の食材や木材等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で作られる農作物の利用拡大に向けて，公共施設等における地場産農産物の利用や，農産物直売所の設置や学校給食における地場産野菜の利用を進める。 ・ 公共施設等の建設において，地域の木材を利用する。

【改定のポイント】

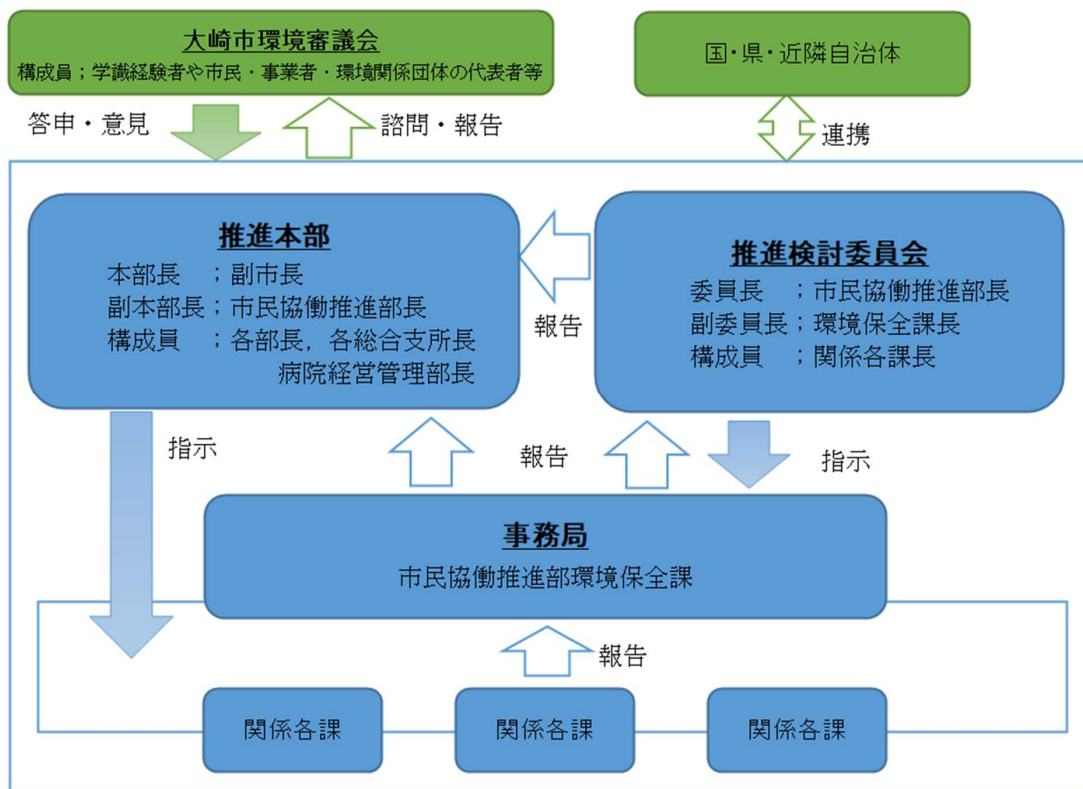
- ・ 区域施策編に記載される取り組みを追加（区域施策編との整合）

7. 実行計画の推進体制及び進捗管理

計画の進行管理は、PDCAサイクルに基づき実施し、計画の着実な推進と、継続的な取り組み改善を図ります。

また、技術革新や社会情勢、市民のニーズの変化を迅速に対応していくため、OODAループとの組み合わせにより計画を推進します。

計画の進行体制



計画の進行管理の仕組み

